

土砂等の埋立て等 には 許可が必要 になります！

小野町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生の防止に関する条例が施行されます。

令和6年

9月1日 施行

対象となる埋立て等



条例制定の目的

土砂等の埋立て等について、必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって町民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的としています。

条例の概要

土砂等の埋立て等が次のいずれかに該当する場合は、町長の許可が必要です。

- ①土砂等の埋立て等を行う区域の面積が500平方メートル以上となるもの
- ②土砂等の埋立て等を行う区域が連続して2箇所以上あり、(隣接していない場合でも一体的に見なされる場合も含む)面積の合計が500平方メートル以上となるもの
- ③3年以内に既に埋立て等が行われた場合で、埋立て等を行う土地の合計面積が500平方メートル以上となるもの

※国、地方公共団体が行う事業、採石法・砂利採掘法等の規定に基づき土砂等を一時的に堆積する事業、その他軽微な事業で不適切な土地の埋立て等となるおそれがない事業は許可が不要、または申請に伴う必要書類の一部が省略できる場合があります。

※搬入する土砂等は、発生元が福島県内に限られ、県外からの土砂等を搬入することはできません。

事業者・土地所有者の責務

◆土砂等の埋立て等を行う方

周辺住民等の理解を得られるよう説明を行わなければなりません。また、災害等の発生を防止し、住民生活の安全の確保及び生活環境の保全のため、万全の措置を講じるとともに、苦情や紛争が生じた場合にはその解決に努めなければなりません。

◆土砂等を排出する方

土砂等の発生を抑制するように努めなければなりません。また発生した土砂等の状況を確認し、処分方法、処分先など適正な処理をしなければなりません。

◆土砂等を運搬する方

運搬する土砂等により、不適切な事業が行われないよう、運搬する土砂等の状態を確認し、土壌汚染のおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければなりません。

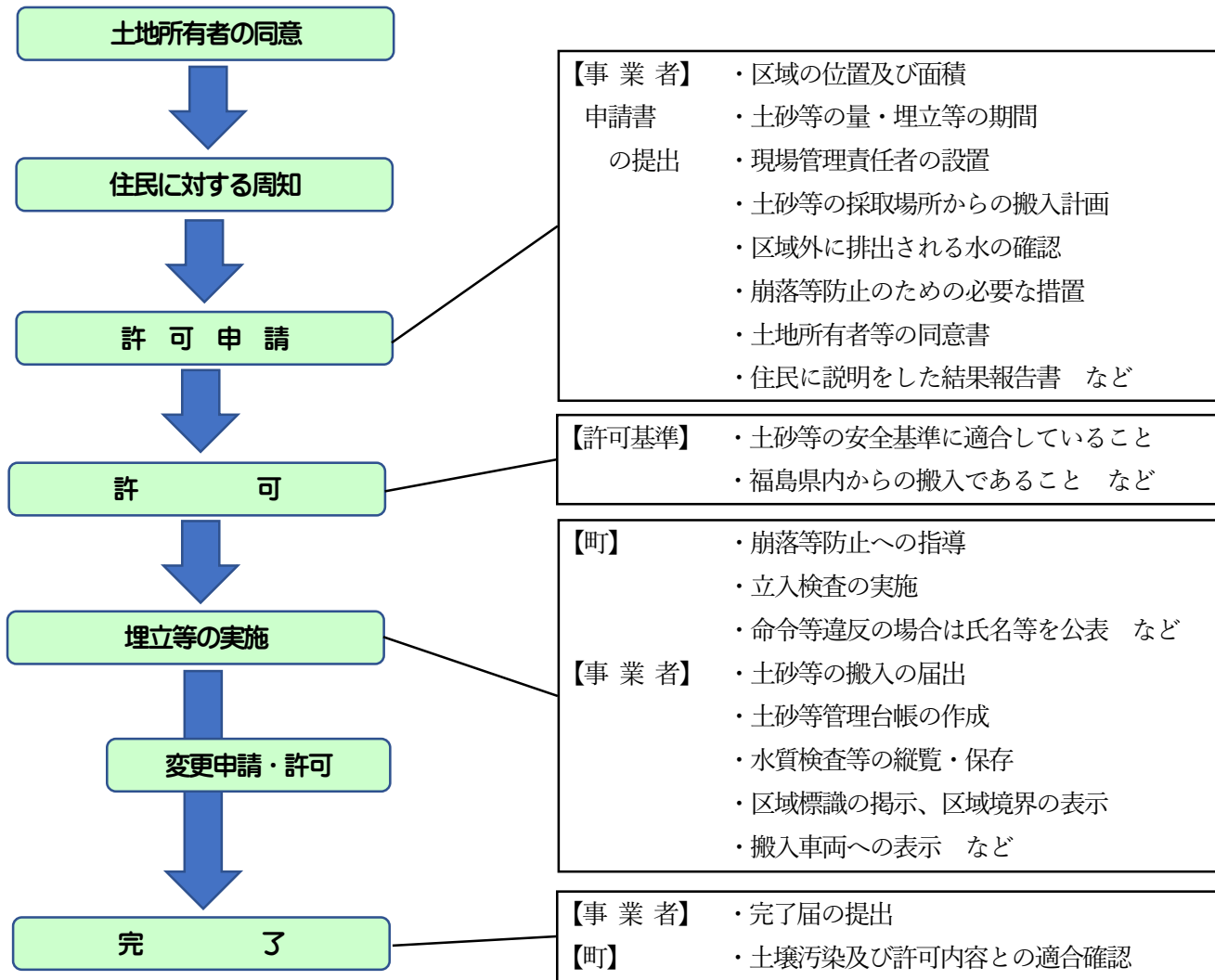
◆土地所有者の方

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害を発生させるおそれのある行為を行うものに、土地を提供することのないよう努めなければなりません。また定期的に埋立て等の状況を確認しなければなりません。

土壌安全基準に適合しない土砂を埋め立てることはできません。

土壌安全基準：国が定めた「土壌の汚染に係る環境基準」等に準拠するもの

土砂等の埋立て等に係る手続きの流れ、行政処分、罰則等



行政処分

罰 則

許可取消

不正な手段による許可の取得
許可の基準違反

停止命令

許可に付した条件違反
無許可での変更 など

措置命令

安全基準に適合しない土砂等
が確認された場合、必要な措置を講じるよう命ずることができる。

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

不正な手段による許可の取得、措置命令違反、埋立・変更・譲受け許可に関する違反 など

50万円以下の罰金

無届・虚偽による土砂等の搬入、水質検査の未実施、土砂等管理台帳。立入検査時の違反 など

30万円以下の罰金

無届、虚偽の届出（軽微な変更・完了届・廃止届・相続届）書類の未保存

手続の必要な土砂等の埋立てを行う事業者・個人（事前に担当課と打ち合わせを行ってください）

既に着手している事業については、施行期日以後継続して行う事業について適用します。この場合、施行期日前から事業に着手している事業主等は、条例の施行の日から60日以内に町長の許可を申請しなければなりません。

お問い合わせ

小野町役場 町民生活課

〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻 92

TEL 0247-72-6933 FAX 0247-72-3121

●詳しくは町ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.town.ono.fukushima.jp>